

山口県西部森林組合 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度についての規程の周知を図る。

〈対 策〉

令和8年4月～ 社員へのアンケート調査・検討開始

令和9年4月～ 制度に関する配布物の作成・社員全員への周知

目標2

年次有給休暇の取得日数を1人平均年間10日以上とする

〈対 策〉

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和8年10月～ 計画的な取得に向けて取得計画を作成する

令和9年4月～ 社内広報や管理職への働きかけの強化を行う